

佐伯市令和7年国勢調査調査員募集要項

令和7年4月14日

(趣旨)

第1条 この要項は、令和7年10月1日を基準日として実施される令和7年国勢調査に係る調査員(以下「調査員」という。)の募集について、必要事項を定めるものとする。

(資格)

第2条 調査員は、次の条件を満たすものとする。

- (1) 20歳以上で、責任を持って調査事務を遂行できる者
- (2) 守秘義務を順守できる者
- (3) 警察及び選挙に直接関係がない者
- (4) 反社会的勢力の一員若しくは反社会的勢力に関係のない者

(募集)

第3条 調査員の募集は、市報、ホームページ、ケーブルテレビ等により全市的に実施する。

(受付)

第4条 調査員として応募しようとする者の受付は以下のとおり行う。

- (1) 受付窓口は、総務課総務・人権・男女共同参画係及び各振興局地域振興課地域振興・市民サービス係とする。
- (2) 『統計調査員の募集登録に係る聞き取り票』(以下「聞き取り票」という。)にて必要事項を聞き取り、応募の受付とする。
- (3) 各振興局地域振興課地域振興・市民サービス係に聞き取り票を作成した場合は、受付印を押印後、速やかに総務課総務・人権・男女共同参画係に原本を送付するとともに、写しを保管しておくものとする。
- (4) オンラインでの応募受付は、「LoGo フォーム」を利用する。

(担当調査区の設定)

第5条 当該募集により応募のあった者については、希望調査地域や経験等を確認しながら、担当調査区を設定するものとする。ただし、条件の不一致により辞退することができる。

(不採用)

第6条 応募受付後に、以下に該当した場合は、不採用とすることができる。

- (1) 第2条に規定する条件を満たす者ではないと判明したとき。
- (2) 市長が調査員としてふさわしくないと判断したとき。

(その他)

第7条 その他必要事項は、別に定める。